

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十四号

平成二十三年
三月三十一日

木曜日

目次

教育委員会

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を
改正する規則
……………一

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 渡邊 努

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する
規則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(昭和三十四年山梨県
教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表小学校の項中「三十人」の下に「又は三十五人」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番